物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童１人につき２万円を１回限りで支給します！

１．うちの子は、対象になるの？

平成19年４月２日から令和８年３月31日に出生した児童が対象となります。

２．支給方法は？だれがもらえるの？

原則**申請は不要**です。

高岡市

Ⅰ.手当の**ご案内を送付します。** →

← Ⅱ.希望しない場合は、「物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書」を提出してください。

Ⅲ.児童手当受給**口座へ振り込みます。** →

下記③④⑤に該当する方は申請書を提出ください。 ←

子育て世帯

下記①②の方

下記③④⑤の方

支給対象者	申請
①令和７年９月分（令和７年９月に出生した児童については、令和７年10月分）の児童手当の受給者	不要
②令和７年10月１日から令和７年12月31日までに生まれた児童の父母等　※１	
③令和８年１月１日から令和８年３月31日までに生まれた児童の父母等	必要
④上記①～③の受給者の配偶者であって、令和８年３月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。）により新たに児童手当の受給者となった者　※２	
⑤公務員で職場から児童手当を受給している受給者	

※１　父母等とは、児童手当の受給者に認定された方を指します。
※２　ただし、変更前の児童手当受給者から本手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、または、当該受給者が本手当に相当する額の金銭等を本手当の目的のために費消していた場合を除きます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

３．支給時期は？

高岡市では２月下旬から支給を開始します。

注）支給対象者の③～⑤に該当する方は申請が必要なため、支給時期が異なります。

４．どこに振り込まれるの？

（１）支給対象者①②の方

児童手当受給口座に振り込みます。

（２）支給対象者③④⑤の方

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和８年５月31日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

５．こんなときはどうなるの？

■引っ越した場合はどうなりますか？

９月分（令和７年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に**振り込まれます**。ご不明な点があれば、引越前の市町村にお問い合わせください。

■ＤＶ被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

お問い合わせ先

高岡市子ども・子育て課　家庭福祉係

電話：０７６６－２０－１３８１

（受付時間：平日9:00～17:00）

市公式ホームページ

ホームページに
申請書・届出書を掲載
しています。

「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに高岡市から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに高岡市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。